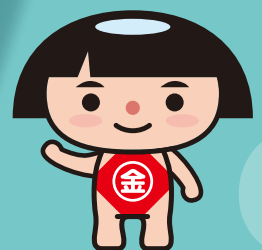


令和5年度版

県税のしおり



ともに生きる社会かながわ憲章

県と県議会は、ともに生きる社会の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しています。

ともに生きる社会かながわ憲章

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日

神奈川県

ともに生きる

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

令和5年4月1日施行

「当事者目線の障がい福祉」とは、障がい者に関する全ての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にし、そして、障がい者が自分の気持ちや考えで、必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくることです。

＼皆さんに取り組んでいただきたいこと／

全ての人は、
障がい者に対して、
障がいを理由とする
差別、虐待、
大切にしている考え方を
傷つけることを
してはいけません。

障がい者の
生活しづらいことや
困ったことがあるときに、
周りの人が工夫をして、
生活しやすくするように
しましょう。

障がい者が、
社会、経済、文化などの
いろいろな活動に
参加できるような機会を
つくりましょう。

当事者目線の
障害福祉推進条例に
ついてはこちら



県は、条例に基づく
基本計画をつくり、
取組みを進めます！